

# 福井県優秀技能者表彰実施要領

令和元年度の福井県優秀技能者表彰の実施に関し、必要な細目を以下のとおり定める。

## 1 優秀技能者について

本表彰を受けることができる優秀技能者は、表彰の行なわれる日現在（本年度は、表彰式の期日が定まっていないため、令和元年11月1日現在とする。）において、職務の遂行に技能を要する職業（以下「技能的職業」という。）に従事し、かつ次の各号の要件をすべて満たす者とする。

(1) 極めて優れた技能を有し県内の事業所に勤務する者（事業を営む者を含む。）または県内に居住する者、即ち、その者の有する技能の程度が卓越しており、県内を通じて当該技能において第一人者と目されていること。

※「当該技能において第一人者」とは、「現役で活躍している技能者の中の第一人者」の意であり、高年齢技能者において、現役を続けているものの第一人者といえる技能を維持していない場合は該当しない。

(2) 原則として、30年以上の経験を有し、満年齢50歳以上であり、当該職業に就業していること。ただし、全国規模以上の大会において優秀な成績を収め、現に当該職業に就業している者については、この限りでない。

(3) 就業を通じて後進技能者の技能の指導を行い、あるいは技能者の教育訓練に携わり、技能者の育成に寄与したこと、または技能に関する工夫、改善等によって生産性の向上に役立ったことのある等により労働者の福祉の増進および産業の発展に寄与したこと。

(4) 勤務実績、日常行為等において、他の技能者の模範と認められること、また、過去（推薦日以前）において禁錮以上の刑に処せられたことのないこと。

## 2 技能的職業の範囲等について

本表彰を受けることのできる者の従事する職業は、技能的職業であれば、製造業、建設業をはじめ、すべての産業に属する職業が含まれるものであること。

なお、1にいう「技能的職業に従事」している者とは、機械工、板金工、建築大工等一般に技能者と呼ばれる者はもちろん、最近におけるマイクロ・エレクトロニクスを中心とした技術革新の急速な進展に伴い、メカトロニクス機器を生産工程等に導入し、先端技術を駆使する企業における先端技術関連職種に従事している者も含まれるものであること。

## 3 推薦手続

(1) 被表彰候補者の推薦は、被表彰候補者が関係団体に属している場合は、その団体の長の推薦によって直接提出されるものとし、関係団体に属していない場合は、勤

務する事業所の所在地の市町長の推薦によるものとする。各職種あたりの推薦は、別表に定める職種（２）ごとに1名とする。なお、1つの職種について女性を1名以上推薦する場合には、当該職種は2名までとする。

また、推薦に際しては、過去において禁錮以上の刑に処されたことのないこと、および他の技能者の模範としてふさわしくない事実がないことを確認すること。

## （２）提出書類

次のイ～リの書類を各1部ずつ提出するものとする。

なお、提出書類については、調書や添付資料の内容の整合性を確保し、相互に食い違い等がないようにすること。

イ 推薦書（別紙 記載例 参照）

ロ 調書（様式第1号の1、第1号の2）（別紙 優秀技能者調書記載要領 参照）

ハ 推薦理由書（様式第2号）

ニ 履歴書（様式第3号）

ホ 住民票抄本（本籍地記載のあるもの ※戸籍抄本ではない）

ヘ 顔写真（縦5cm×横4cm）

写真は、上半身、正面、脱帽で6か月以内に撮影したものとし、裏面に氏名を記入すること。

また、写真現物での提出を併せて、電子データ（JPG等の形式でお願いします。PDFは不可。）でも提出すること。

ト 作品および作業風景の写真

作品の写真については、どのような作品なのかについての詳細な解説を付すこと。

作業風景（作業中の被推薦者本人の顔が明瞭に認識できるもの）とは、単に作業場等の写真ではなく、卓越した技能を発揮している作業の様子が汲み取れるものとし、どのような作業であるかについての詳細な解説を付すこと。

また、写真現物での提出を併せて、電子データ（JPG等の形式でお願いします。PDFは不可。）でも提出すること。

チ 専門的・技術的分野に関する用語等の説明資料（様式任意、別紙記載例参照）

専門的・技術的用語等については、すべてふりがなおよび解説を付すこととし、当該用語の説明資料を別途作成し、添付すること。

リ その他の資料

被表彰候補者の卓越した技能の程度および功績が端的に分かる資料等（新聞・雑誌等の記事、説明書、図面、写真、特許、実用新案、表彰、職業能力検定等に係る資料）を収集し、返却を要しないものを提出すること。

・新聞記事等

本人の事績に関する新聞、雑誌、業界紙の記事等

- ・説明書、図面、写真等

本人の製作物、発明、考案または改善等に関する説明書、図面、写真等。

改良前と改良後の比較をなるべく数量的に表現し、専門的・技術的分野に関するものについては、平易な解説およびふりがなを付す等の配慮をすること。

- ・特許、実用新案等の資料

特許、実用新案等については、発明者名（共同の場合は、担当分野を明らかにすること。）、所有権者名、内容、取得年月日を明らかにする資料および証書の写しを添付すること。

- ・表彰、職業能力検定等に係る資料

表彰欄、免許・資格等欄に記入した場合には、当該事績を明らかにする書類の写しを添付すること。

### (3) 提出先

福井県産業労働部 労働政策課 産業人材グループ

## 4 他の表彰制度との関係について

- (1) 本表彰は、現役の卓越した技能者を表彰するものであって、他の表彰制度等による表彰とは、直接には関係のないものであること。
- (2) 当該技能に関し叙勲または褒章を受けたことのある者（受賞予定者を含む）、または伝統的工芸優秀継承者知事表彰（県地域産業・技術振興課所管）を受けた者については、本表彰の対象とならないものであること。

## 5 その他

- (1) 本表彰に係る被表彰者の数は、概ね10名の予定。
- (2) 被表彰候補者の推薦の後、その者の身分上の変動（死亡、転職、住所変更等）その他、提出書類の記載事項に変更を生じた場合、または、その者が禁錮以上の刑に処せられ、もしくは他の技能者の模範とするに欠ける事実が明らかになった場合は、速やかに連絡されたいこと。
- (3) 市町にあっては、被表彰候補者がいない場合でも、その旨文書にて連絡されたいこと。
- (4) 被推薦者のうち被表彰者となった者については、表彰のために原則として、職種、氏名、年齢、住所（市町レベルまで）、在職年月、勤務先、技能功績概要、顔写真および作品・作業風景等の写真を公表し、また、行政等の広報誌、ホームページ等に掲載することとなるので、推薦団体はあらかじめ被推薦者に説明を行い、同意を得ること。